

令和7年度 第1回行政評価委員会 会議録

日 時：令和7年7月9日（水）18時30分～20時00分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：倉澤生雄委員、牧本公明委員、日野功委員、上岡宏美委員、山邊彰三委員、武内和治委員

事務局：企画振興部企画政策課（向井功・谷仲・向井英・曾我部）

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員紹介

伊予市行政評価委員会規則第3条第1項第1号委員〔学識経験者〕

松山大学法学部教授 倉澤 生雄

松山大学法学部准教授 牧本 公明

同規則第3条第1項第2号委員〔公募による市民〕

日野 功

上岡 宏美

同規則第3条第1項第3号委員〔市長が認めた者〕

公認会計士 山邊 彰三

市内事業所勤務 武内 和治

5 議事

（1）委員長・副委員長選出

（事務局）

本委員会は、伊予市行政評価に関する条例（以下「条例」という。）及び伊予市行政評価委員会規則（以下「規則」という。）に基づき運営する。

行政評価は、条例第1条にあるとおり、市が行う施策及び事務事業に関し、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開し、情報を共有することにより市民参画型の行政を推進することを目的としている。第6条において、行政評価委員会を置き、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価に関し、調査審議いただくこととしている。規則第3条にあるとおり、委員会委員は6人以内とし、市長が委嘱するとある。この規則に則り、先程委嘱したところである。

ここで、規則第4条に基づき、委員長及び副委員長を互選により選出をお願いしたい。

[次のとおり決定]

委員長 倉澤 生雄

副委員長 山邊 彰三

(2) 説明事項

(委員長)

次第に沿って進める。いくつかあるが、いずれも事務局からの説明事項である。一括して説明願いたい。

(事務局)

①行政評価委員会について

委員会の任務は規則第2条のとおり、行政評価の計画的かつ着実な推進を図り、もって成果を重視する行政の推進とともに、市の行政活動を市民に説明する責務を全うすることを目的としている。委員構成は規則第3条にある1号から3号までの者から6人以内とし、委員の任期は2年である。会議は委員の半数以上の出席が必要であり（規則第5条）、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を求めることができる（規則第7条）。この条項に基づき、評価の精度を上げるために事務事業の担当者に出席を求め、説明及び質疑応答を行っている。

②伊予市における事務事業評価の概要について

伊予市では、自治基本条例及び行政評価に関する条例に基づき、行政評価を制度的に実施している。これらの条例では、市の行政活動において合理性、客觀性、成果重視を推進するとともに、市民の視点に立った市政運営と情報共有による市民参画型の行政を目的としている。また、行政評価実施規程では、市民への説明責任の履行や職員の意識改革の推進も目的として掲げられている。

本市の行政運営における最上位計画は「伊予市総合計画」であり、現在は第2次計画が進行中である。この計画では、将来像として「まち・ひとともに育ち輝く伊予市」が示されている。将来像を実現するために5つの基本目標が設定されており、これが政策に該当する。政策を具体化するために24の柱が施策として位置づけられ、それらを構成・実行する個別の取組が事務事業である。

本市の行政評価は、事務事業を対象とする「事務事業評価」と、複数の事務事業で構成される施策を対象とする「施策評価」の2種類で構成されている。行政評価委員会は、市が実施する事務事業に対し、外部の視点から意見を頂く場であり、その意見をもとに市政運営の改善を図っている。

事務事業は、その性質に応じて5つのタイプに分類され、それに応じた評価方法が設定されている。

1つ目は「政策的事業【義務】」であり、法令等により実施が義務付けられ、市の裁量がほとんどないソフト事業が該当する。

2つ目は「政策的事業【任意】」であり、市が裁量をもって実施内容を調整可能な事業や独自の市民サービスが該当する。

3つ目は「施設等整備事業」であり、建物・道路・情報システムなどの新設・改修・構築を行う大規模なインフラ整備事業が該当する。

4つ目は「施設維持管理等事業」であり、既存施設やインフラの維持・補修・管理を行う事業が該当する。

5つ目は「内部管理等事務」であり、庁内の庶務、人事、会計などの内部的な定型業務が該当する。

このうち、行政評価委員会での審議対象は「政策的事業【任意】」である。市の裁量で予算や人員配分を決定できるため、外部意見を柔軟に市政に反映させることができるとなる。

令和6年度には、市全体で558の事務事業が実施され、そのうち「政策的事業【任意】」は全体の46%を占めている。

評価の基本サイクルは3年に1回とし、全事務事業を3つのグループに分け、毎年約3分の1ずつ評価を実施している。新様式のマネジメントシートを用いて、3年間の実績を基に総合評価を行い、柔軟な対応を可能にしている。評価対象外とされる「施設等整備事業」および「内部管理等事務」については、必要性の精査や内部的改善にとどまるため、評価の対象外とされている。

評価プロセスは、自己判定、一次判定、二次判定、必要に応じた外部評価、そして経営者会議による最終判断という段階で構成される。

自己判定では、妥当性、有効性、効率性の3観点から4段階で評価を行い、SからDのランク付けがなされる。

一次判定では、貢献度と重要度の観点から5段階で評価される。

二次判定では、「さらに重点化」「業務改善が必要」「現状のまま継続」「統合・縮小を検討」「休止・廃止を検討」「休止・廃止が決定」の6区分により今後の方向性を定める。

外部評価は、低評価や重点化・改善が必要とされた事業、または所管部長が必要と判断した事業が対象となる。毎年度、3～5程度の事務事業が各部から選定され、全体で15～20件が諮問される。

最終判断は、経営者会議で下される。市長・副市長・教育長・部長級職員が出席し、各評価結果や外部評価の意見を踏まえて事業の方向性を決定する。結果は

市議会へ報告され、その年度の評価結果が確定する。

このように、伊予市の行政評価制度は、多段階のプロセスを通じて、現場から経営層まで一貫した評価と改善の仕組みを備えており、市政運営の透明性と説明責任の確保を図っている。

③令和7年度の取組状況及び④市民意見公募について

次第の冊子2ページをご覧いただきたい。

令和7年度の取組状況を説明する。7月9日現在、令和7年度の評価対象事業は合計165事業である。

まず、詳細評価の対象となる政策的事業【任意】に該当する90事業については、自己判定、一次判定、二次判定までが完了している。外部評価段階にある事業は14事業であり、既に事業廃止が決定している事業は13事業ある。これらの事業については、後ほど協議を行う。

次に、簡易評価の対象となる事業について説明する。政策的事業【義務】に該当するものが45事業、施設維持管理等事業に該当するものが30事業であり、合計で75事業が該当する。これらの事業は、自己判定、一次判定及び二次判定を実施せず、所管の部課長による協議を経て、市の最終判断（案）を決定している。簡易評価対象事業のうち、19事業は既に事業廃止が決定している。

次に、市民意見公募について説明する。冊子の3、4ページをご覧いただきたい。

広報いよし7月号に意見公募の記事を掲載し、市民に対して周知を行っている。市ホームページに関連ページを作成し、詳細評価事業については一次判定まで、簡易評価事業については事務事業の成果【アウトカム】までの内容を掲載している。市内3か所の閲覧場所には冊子を設置している。本年度の意見公募期間は7月24日（木）までである。

意見の提出があった場合には、委員会内で情報共有を行う。

（委員長）

事務局から説明に対し、何か質問や不明な点、意見等はないか。

（委員）

年間で約550の事務事業があると説明があったが、この中で新規事業はどのくらいあるのだろうか。

（事務局）

具体的な数字を持ち合わせていないため、感覚値での説明となる。新規事業については、各年度で状況が異なる。例えば、新型コロナウイルス感染症対策等で

国が交付金や補助金を出すような場合は、20ほどの新規事業が計上されることもある。これらの事業は国の事業が終わり次第、事業廃止という扱いになることが多い。このような事業以外で、市が新規事業として計上するものは一桁程度ではないだろうか。

本市では、行政評価上の事務事業の考え方は、予算に紐づいた形にしている。そのため、新しい取組があったとしても、既存の予算事業の中で実施する場合は、行政評価上の事務事業の数は増えずに、事業内容が膨らむ形となる。基本的には、560～570の事務事業数で推移している。

(企画振興部長)

補足する。例年、伊予市では予算編成に当たって、「予算編成のポイント」という資料を財政担当が作成し、議会へ提出し市民へ公表している。

令和6年度の当初予算では、全部で62件の新たな取組が取り上げられているが、既存の予算事業の中で実施されるものが大半であるため、事務事業評価上の事業数は増えないケースが多い。

(委員)

評価サイクルが3年に1回との説明があったが、個人的には長すぎる印象である。3年にこだわらずとも、もっと早めに方向性を決定してもよい。無駄な時間と予算を費やしてしまう懸念がある。

(事務局)

評価サイクルについては、特に事業の方針や方向性が変わらない事務事業については3年を周期として評価する。漫然と事業を実施するのではなく、3年という区切りをつけてメスを入れ、成果の向上が見られないものや実施手法を変えなければならないものについては見直しの機会とする。

見直しの過程で3年は長すぎるという意見もあったため、所管が事業の方向性を変えたいと判断した場合は、3年を待たずして評価することも可能としている。機を逃さず見直しをかけ、事務事業のブラッシュアップに努めてもらうよう職員に働きかけていく。

(委員)

全事務事業のうち、それぞれのタイプが何%かの説明があったが、予算全体の中で何%あるのかが分かるとよい。次回からは、金額ベースでの提示もお願いしたい。

(3) 協議事項

(委員長)

議事の(3)協議事項に進む。①既に事業が廃止、又は廃止が決定している事

業について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

①既に事業が廃止、又は廃止が決定している事業について

右上に別冊とある資料をご覧いただきたい。

既に休止・廃止が決定している事務事業が詳細評価・簡易評価合わせて32事業ある。事業完了に伴う廃止や他事業への移行・統合による廃止など、既に事業の休止・廃止が決定されたものについては、頂いた意見を参考に今後の改善や事業推進を図ることができないため、これまで同様にマネジメントシートの報告をもって審議にかえさせていただく。ここでは、行政評価委員会の対象となる詳細評価の13事業のみ報告する。

○ 休止・廃止が決定している13事業の報告

No. 1 地域力創造アドバイザー事業

総務省が地域活性化の専門家と認める「地域力創造アドバイザー」を招聘し、地域創生を担う人材の育成を目的とした研修会や意見交換会等を実施してきた。令和7年度から別事業に統合されるため、廃止が決定している。

No. 2 衆議院議員総選挙事業

No. 3 衆議院議員総選挙啓発推進事業

令和6年10月に執行された第50回衆議院議員総選挙に係る事業である。

事業の完了に伴い、休止が決定している。

No. 4 老人憩の家運営事業

下灘コミュニティセンター内にある下灘老人憩の家の運営に係る事業である。利用者の固定化や減少に対するプログラム見直しの効果が得られず、令和7年度からの指定管理者の応募もなかったため、地元による運営も模索していたが、施設の老朽化もあり、地元区長等との協議を経て施設の休止が決定されたことから、休止が決定している。

No. 5 うえの保育所運営事業

うえの保育所の運営に係る事業である。伊予幼稚園と統合し、令和7年4月からは「みなみいよ認定こども園」へ移行したことに伴い、廃止が決定している。

No. 6 保育環境改善（感染症対策）事業

市内の保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を補助する事業であったが、国の事業が完了したことに伴い、廃止が決定している。

No. 7 感染症対策利子補給事業

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じている中小企業者等の経営安定を図るための事業であったが、国の利子補給期間が終了したことに伴い、廃止が決定している。

No. 8 原油・物価高騰対策商工振興事業

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域経済の活性化や地域における消費喚起および下支えを目的として、プレミアム付き商品券の発行及びキャッシュレス決済に係るプレミアム還元を実施した。同メニューでの事業が完了したため、廃止が決定している。

なお、令和7年度以降は、同一の事業番号で別メニューによる事業が実施される予定である。

No. 9 観光団体助成事業

No. 10 観光関係負担金等交付事業

観光関係団体に対する補助金や負担金の交付に関する事業である。観光関連事業を統合し、事務事業評価を一本化することで、本市の観光政策の効果を一体的に把握しやすくするため、廃止が決定している。

なお、本年度に審議予定の観光イベント事業と統合されることから、外部評価の際には、担当課から本件に関する説明を加えてもらう予定である。

No. 11 中学校パソコン教室運営事業

市内中学校のパソコン教室等にIT機器を整備する事業である。GIGAスクール構想により、十分な機能を持つ端末が1人1台整備されたため、パソコン教室の役割は終了したと判断され、事業の廃止が決定している。

No. 12 幼稚園營繕工事事業

No. 13 幼稚園運営事業

市内最後の幼稚園であった伊予幼稚園の運営等に係る事業である。うえの保育所と統合し、令和7年4月から「みなみいよ認定こども園」に移行したため、事業の廃止が決定している。

なお、市内には廃止された幼稚園の園舎が残っているため、令和7年度以降は両事業とも同一事業番号で、旧園舎の維持管理に係る事業が実施される。

(委員長)

事務局から説明に対し、何か質問や不明な点、意見等はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、協議事項の②今後の委員会日程等について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

②今後の委員会日程等について

次第の冊子5ページをご覧いただきたい。掲載された日程は事前に案内したものであるが、一部に変更があったため説明する。

当初は、本年度の外部評価を5回実施する予定であったが、外部評価の対象となる事務事業数を考慮し、10月15日の回を中止して全体で4回の実施に変更した。これにより、年間の委員会開催回数は8回から7回へと1回減少する。

6ページの「外部評価に付された事務事業一覧表」をご覧いただきたい。次回以降の委員会で調査審議を行う14の事務事業を掲載している。外部評価を必須とする低評価事業及び二次判定で「統合・縮小を検討」とされた事業が6事業、さらに、二次判定で「さらに重点化」「業務改善が必要」とされた事業のうち、所管部長が外部評価の必要性を判断したものが8事業である。

今後はこのスケジュールに基づき、次回から4回の外部評価を実施し、10月29日の委員会で外部評価の意見を確定する予定である。会議は1回あたり2~3時間の開催とし、会場は4階大会議室を予定している。

なお、行政評価委員会と並行して、市長をトップとする経営者会議を10月以降に順次開催する。本委員会で審議された事業については、11月上旬に最終判断を行い、議会への報告を行う予定である。

次に、審議手法について説明する。本年度も例年同様、本委員会には所管課の職員が出席し、担当者が事務事業マネジメントシートに基づき、該当事業の概要や成果等を説明する。

事務事業評価は令和4年度から令和6年度の3年間の進捗状況や実績に基づいて実施しているが、マネジメントシートの入力版は昨年度後半に完成したため、過年度分は事後的に入力された内容となっている。このため、入力に齟齬があり、事務局の意図が十分に反映されていなかったりする可能性がある。この点は、事務事業評価の新たな仕組みが定着するにつれ、マネジメントシートの精度も向上していく見込みである。現時点では、細かな不備については御容赦いただきたい。

委員には、事務事業マネジメントシートの入力内容及び担当者の説明を踏まえ、当該事業がより良くなるための意見を各自の視点から述べていただく。事業によっては、所管課が評価の焦点として「外部評価のポイント」を提示している

場合があるため、参考としていただきたい。発言に正解・不正解はなく、自由な意見交換を期待する。

以上である。

(委員長)

本年度の対象事業及び開催日程を確認いただきたい。何か意見・質問等がある方はいるか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、その取扱いをしていただきたい。次回は7月30日、第3回は9月3日となる。いずれも18時30分からということである。予定を入れておいていただきたい。

(4) その他

(事務局)

会議の公開及び会議録の公表について説明する。

伊予市自治基本条例第22条に審議会の会議及び会議録は原則公開しなければならないと規定されている。次回からの委員会開催は、ホームページで案内を行い、委員会を傍聴したいという方がいた場合は許可させていただければと考えている。

また、今回も含め、委員会の会議録は公開とさせていただきたい。公開に当たっては、委員の氏名のほか、個人が特定されるような表現は行わない形で作成している。委員の皆さんに確認いただいた上で、ホームページに掲載するという形式を取っており、本年度もその形で進めていきたい。

続いて、今後の配布資料について説明する。

評価に必要な資料の配布については、原則として、委員会開催時に次の委員会の資料を配布させていただく。配布する資料は、事務事業マネジメントシートと補足資料である。

(委員)

会議録について。公開前に委員への事前照会はあるのだろうか。また、公開の時期についても説明願いたい。

(事務局)

会議録について、基本的には次の会議に文字起こししたものを配布し、皆さまに加除修正等がないか確認の上、公開している。不都合な点があれば、事務局にお寄せいただきたい。

(委員)

外部評価の在り方について確認したい。行政評価委員会で審議する事業は、担当者による自己判定、所管課長による一次判定、所管部長の二次判定を経て選定されたものである。例えば、「縮小を検討」「廃止を検討」と判断されているのにもかかわらず、委員としてそれに反する意見を述べてもよいものだろうか。それとも、市の判断を支持する方向で検討する方がよいのだろうか。

(委員長)

市内部の判断と行政評価委員会での議論は、リンクする必要はない。外部評価委員として感じたこと述べればよく、全体の方向性を気にし過ぎなくてよい。

これまでの審議を振り返ると、廃止や縮小を検討とされた事業については、継続した方がよいというようなことはなく、市の判断を支持する意見が多かった。逆に、現状維持と判断された事業に対し、業務改善が求められたり、縮小した方がよいという意見が出たりすることが多かったように記憶している。

(事務局)

行政評価委員会では、それぞれの事務事業に対し、一人一人から意見を頂いている。それぞれで視点や経験等が異なるため、委員会として「こうあるべきだ」という一つの意見にまとめることはしていない。

市の方向性と異なっているからいけないというわけではない。一つの意見として承り、所管課で内容を検討した上で、市政に生かすという形にしているので、御安心いただきたい。

(委員長)

例年、委員会の傍聴は、複数の市議会議員が来ていた。それ以外の傍聴者が来た記憶はない。

それでは、委員会の傍聴及び会議録の公表については、よろしいだろうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、その取扱いでお願いしたい。

本日は以上で議事を終了する。協力に感謝申し上げる。